

## 熊本県施設退所児童等自立支援事業業務委託仕様書

### 1 業務名称

熊本県施設退所児童等自立支援事業

(本事業は令和6年3月30日付けこ支虐第183号「社会的養護自立支援拠点事業の実施について」の別紙「社会的養護自立支援拠点事業実施要綱」に基づいて実施するものである。)

### 2 委託期間

令和8年（2026年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日まで

### 3 目的

措置解除者等や虐待経験がありながらもこれまで公的支援に繋がらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うことにより、将来の自立に結び付けることを目的とする。

### 4 対象となる者

（1）本事業の対象者は、次のア～キに該当する者とする。ただし、キについては県に協議の上、知事が必要と判断した者とする。

ア 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親への委託を解除された者のうち、引き続き支援が必要な者

イ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設への措置を解除された者のうち、引き続き支援が必要な者

ウ 母子生活支援施設における保護を受けていた者のうち、自立に向けた支援が必要な者

エ 児童自立生活援助の実施を解除された者のうち、自立に向けた支援が必要な者

オ 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第33条第1項又は第2項の規定により一時保護が行われていた者のうち、自立に向けた支援が必要な者

カ 法第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号に規定される指導が行われていた者のうち、自立に向けた支援が必要な者

キ 虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等であって、社会的養護自立支援拠点事業所（以下「事業所」という。）において支援が必要と認める者

（2）また、（1）に加え、次のいずれかに該当する者であって、知事が支援を行うことが必要と判断した者も対象とする。

ア 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親へ委託されている者

イ 児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設へ入所措置されている者

ウ 母子生活支援施設における保護を受けている者

エ 児童自立生活援助の実施をされている者

### 5 対象地域

熊本県内

### 6 事業の内容

この事業の内容は、次のとおりとする。

### (1) 相互交流の場の提供

- ア 対象者が、意見交換や情報交換、自助グループ活動を気軽に行うことができる場を提供し、必要に応じて対象者からの相談に応じる等の支援を行うこと。  
その際、単に場を提供するだけではなく、事業所が主体となって相互交流する機会を企画・実施するよう努めること。
- イ 相互交流の場が、対象者にとって安心して過ごすことができ、心身の安全が確保された場となるよう努めるとともに、対象同士や職員等とのトラブルを防止するため、利用における遵守事項をあらかじめ定めること。

### (2) 支援計画の策定

- ア 生活や就労等に困難な課題を抱えており、事業所における継続的な支援が必要であると判断した者について、支援コーディネーター（管理者）は支援計画を策定すること。
- イ 支援計画の策定に当たっては、対象者の意向を十分に踏まえるとともに、対象者の心身の状況や生活状況など、必要な情報を収集した上で、アセスメントを行い、支援上の課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容や方法などを定め、事前に対象者に対して支援計画の内容を十分に説明し、対象者が主体的に取り組めるよう配慮すること。  
また、必要に応じて児童相談所や市町村（こども家庭センター含む。）、児童福祉施設、医療機関、就業支援機関等の関係機関の意見を踏まえて策定すること。
- ウ 対象者の生活状況等に変化が生じた場合には、変化の状況に応じて速やかに支援計画の見直しを行うとともに、必要に応じて関係機関とも共有すること。
- エ 支援計画の策定の有無にかかわらず、生活上の問題と求職上の問題は密接に関係することから、生活相談支援員と就労相談支援員が連携するのみならず、支援コーディネーター（管理者）も含め、対象者に必要な支援を行うこと。
- オ なお、支援計画は、支援終了後、少なくとも5年間は適切に管理・保管すること。

### (3) 相談支援

- ア 居住、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題や、求職上の問題等について相談に応じ、必要に応じて他の関係機関と連携する等により支援を行うこと。
- イ 電話やメール、SNS等による相談など、対象者が相談しやすい環境づくりを行うとともに、SNS等を活用したプッシュ型の情報発信に努めること。  
また、電話やメール、SNS等による相談のみならず、通いによる支援のほか、アウトリーチ型支援（訪問支援）についても、必要に応じて実施すること。  
なお、相談を受けた際、単に情報提供や助言等を行うだけでなく、医療機関の受診、就労支援機関の利用、行政手続き等の同行支援など、対象者のニーズに応じた適切な支援を行うこと。
- ウ 対象者に係る基礎的事項、相談内容及び支援状況等を記録するとともに、一定期間、適切に管理・保管すること。

### (4) 心理療法支援

- 対象者に心理療法が必要な場合に適切に支援できるよう、精神科医や公認心理士等の心理療法担当職員を配置すること。

## 7 職員の配置及び資格

この事業を行うため、次の職種の職員を配置すること。

### (1) 支援コーディネーター（常勤3名以上）

- 本事業により実施する支援全体を統括する支援コーディネーターを配置すること。  
また、支援コーディネーターのうち、事業所の適切な運営を管理する支援コーディネーター（管理者）を1名配置すること。支援コーディネーターは、次のアからウまでのいずれかに該当する者をもって充てること。

- ア 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者
  - イ 児童福祉事業又は社会福祉事業に5年以上従事した者
  - ウ 県がア又はイに該当すると同等以上の能力を有すると認めた者
- (2) 生活相談支援員（常勤又は非常勤1名以上）
- 生活相談支援員は、居住、家庭、交友関係、将来に係る不安等に関する相談その他必要に応じた適切な支援を行う者であって、次のいずれかに該当する者とする。
- ア 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月25日条例第75号）第61条に定める児童指導員の資格を有する者
  - イ 県がアに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者
- (3) 就労相談支援員（常勤又は非常勤1名以上）
- ア 適切な相談・助言や情報の提供等により就労相談その他の必要な支援を行う者であって、県が適当と認める者

## 8 事業所

### (1) 事業所の確保

事業実施の拠点として事業所を開設すること。実施場所は熊本市内において、利用者のプライバシーが守られる環境の下、利用者の利便性に配慮すること。

### (2) 設備等

事業の実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。

- ア 事務所
- イ 相談室
- ウ 対象者が相互交流できる場所
- エ その他事業を実施するために必要な設備

## 9 受託者の責務

- (1) 受託者の職員は、その職務を遂行するに当たっては、対象者及びその家族のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、職員であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た対象者及びその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- (3) 対象者が集まることができる場所の開設にあたっては、対象者が利用しやすい時間帯や曜日に十分配慮すること。
- (4) 事業の実施にあたっては、児童相談所や施設等と連携を密にし、必要に応じて他の関係機関と連携し、効果的な支援を行うこと。

## 10 広報

対象者が本事業を利用しやすくするため、事業の目的や利用方法について、ホームページを開設する等積極的に広報活動を行うこと。

## 11 関係書類の提出

### (1) 実施計画書の作成及び提出

受託事業者は、県が別に指定する日までに「事業の内容」を記載した実施計画書を作成し、県に提出するものとする。

### (2) 実績報告書の作成及び提出

受託事業者は、毎年度の実績報告書を作成し、毎年度3月31日までに県に提出するものとする。また、1月毎に月次報告を作成し、事業実施の翌月15日までに県に提出し、3月分については、実績報告書と併せて提出するものとする。

## 1 2 関係書類の整備

- (1) 受託者は、本事業の実施にあたり、関係帳簿類や支出証拠書類を整備し、適切な事業運営に努めなければならない。また、本事業の経理については、必ず他の事業と区分して実施すること。
- (2) 受託者は、委託期間満了後、対象者に対する支援の記録等を県に引き継がなければならぬ。
- (3) 本事業に関する書類は、全て事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

## 1 3 業務の再委託

受託者は、委託業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。また、委託業務の一部について再委託を行う場合は、次の各号について、あらかじめ県の承認を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方の名称及び住所
- (2) 再委託を行う業務の範囲、必要性
- (3) 契約金額